

○沖縄県立看護大学大学院院生健康管理規程

(目的)

第1条 この規程は沖縄県立看護大学大学院学則第47条の規定に基づき本大学院の学生（以下、「学生」という。）の健康管理に関し必要な事項を定め、学生の健康保持を図ることにより、教育の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(校医・健康管理担当者及び健康管理)

第2条 本学に校医及び健康管理担当者をおき、学生の健康管理は、校医と健康管理担当者が協力して、これにあたるものとする。

2 校医は、沖縄県立病院等の医師に委嘱する。

3 校医は、学生の健康管理の計画立案等に参与し、学生の健康について必要な指導助言を行う。

4 健康管理担当者は、保健業務嘱託員をもって充てる。

5 健康管理担当者は、次の業務を担当する。

(1) 健康診断の企画立案、実施及び事後処理に関すること。

(2) 学生の健康相談及び指導に関すること。

(3) 学生の感染予防に関すること。

(4) 救急処置に関すること。

(5) 保健統計に関すること。

(6) その他必要な事項。

(健康診断・記録)

第3条 定期健康診断は年1回学生全員に実施することとし、検査項目は次のとおりとする。

(1) 胸部X線間接撮影

(2) 検尿（糖・蛋白・潜血反応）

(3) 血液検査（Hb・RBC・WBC）

(4) 一般計測（身長・体重・視力・聴力・血圧測定）

(5) その他研究科長が必要と認めた事項

2 臨時健康診断は伝染病予防の目的をもって学生全員もしくは、一部のものについて必要に応じて実施する。

3 健康管理担当者は学生の健康管理のために、健康記録カードを作成し健康診断の結果及び在学中の健康状況を記録するものとする。

(事後処理)

第4条 研究科長は、定期健康診断及び臨時健康診断の結果に基づき必要と認める場

合は、当該学生に対し、次の指示を行なうものとする。

生活規制の面

- A 要休養 : 授業を休む必要がある
- B 要軽業 : 授業の出席に制限を加える必要がある（夜間実習の禁止等）
- C 要注意 : 再検査及び継続管理の必要がある

- 2 前項により指示をうけた者は、これに従わなければならない。
- 3 研究科長は、長期にわたり療養を要する者又は病状に応じて入院を必要とする者で、修学が不相当と認められる者に対し、必要な期間休学を命ずることができる。
- 4 健康管理担当者は、要軽業、要注意者に対して必要に応じて再検査をうながし、また保健指導を行なうなどの継続管理に努めること。

（予防）

第5条 学生は日頃の健康管理に十分注意を払い、健康を保持するよう努めなければならない。

- 2 研究科長は、伝染病流行時には、校医と相談の上、学校保健法に基づく必要な措置を行なうほか、一般的な予防方法の励行及び予防接種の理解等を図る。
- 3 健康管理担当者は、保健統計等を作成し、健康管理の資料とするよう心掛けること。

（届け出及び処置）

第6条 学生は健康に異常がある時は、すみやかに研究指導教員又は健康管理担当者に届け出なければならない。

- 2 健康管理担当者は、前項に基づく届けを受けたとき又は、学生の健康に異常所見が認められる場合は必要に応じ、校医と協議の上、適切な処置を行なうものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。